

第二十二回国会
衆議院

地方行政委員會議錄第二十三号

昭和三十年六月十七日(金曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 池田 清志君 理事 龜山 孝一君

理事 古井 喜實君 理事 尾繁三郎君

理事 加賀田 進君 理事 門司 亮君

唐澤 俊樹君 川崎末五郎君

木崎 茂男君 瀧田彌三君

櫻内 義雄君 渡海元三郎君

青木 正君 熊谷 憲一君

磯尾 弘吉君 山崎 巖君

吉田 重延君 勝間田清一君

北山 愛郎君 五島 虎雄君

出席國務大臣 川島正次郎君

出席府政務委員 自治政務次官 永田 亮一君

總理府事務官 (自治行政) 後藤 博君

總理府事務官 (自治行政) 柴田 護君

委員外の出席者 專門員 有松 昇君

專門員 長橋 茂男君

六月十七日

委員櫻内義雄君辞任につき、その補欠として松永東君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員松永東君辞任につき、その補欠として櫻内義雄君が議長の名で委員に選任された。

六月十六日

消防起債の認可範囲拡大に関する陳情書(東京都港区芝西久保明船町十八番地財団法人日本消防協会長岡本愛祐)(第二二五号)

地方自治法の一部改正反対に関する陳情書外八件(高知県議会議長山中伝外八名)(第二二六号)

同外十件(釧路市議会議長山崎鉄三郎外十名)(第二二七号)

同外九件(野田市議会議長茂木七郎治外九名)(第二二八号)

地方議会議長の強化等に関する陳情書(鹿児島市山下町自治会館内鹿兒島県町村議会議長長高野季信)(第二二八号)

飛出しナイフ及びあいくちの所持禁止緩和に関する陳情書(関市議会議長遠藤齊治郎)(第二二九号)

同(関市長龜山一二)(第二三〇号)

地方議会議長の強化に関する陳情書外四件(新潟県佐渡郡小町議會議長齋藤才一外四名)(第二三一号)

同外一件(旭川市議會議長岡島保二郎外一名)(第二三二号)

地方財政再建に関する陳情書(石川県議會議長横田象三郎)(第二三二号)

同外一件(宮城県町村会長高橋清治郎)(第二三七号)

旅館における宿泊、飲食に対する遊興飲食税軽減に関する陳情書(東京都千代田区丸の内一丁目一番地全国旅館組合連合会長浜田次郎)(第二三三三三三)

地方行政機構の整備並びに人員整理に伴う経費の助成等に関する陳情書(宮城県町村会長高橋清治郎)(第二三七号)

地方財政再建促進特別措置法案の一部修正に関する陳情書(東京都議會議長四宮久吉)(第二三八〇号)

地方自治法の一部改正に関する陳情書(宮城県町村会長高橋清治郎)(第二三八三三三)

合併町村の育成強化に関する陳情書(宮城県町村会長高橋清治郎)(第二三八四四四)

各町村の寄附金及び負担金等の全廃措置に関する陳情書(宮城県町村会長高橋清治郎)(第二三八五五五)

遊興飲食税の撤廃に関する陳情書(広島市胡町十番地広島遊興飲食税撤廃期成同盟会長金岡徹)(第二三八八八八)

軽油自動車に対する自動車税すえ置きに関する陳情書(西宮市津門大館町九十二番地阪神貨物自動車株式会社取締役社長北風久一郎)(第二八九九九)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した案件

地方財政再建促進特別措置法案(内閣提出第一一五号)昭和三十年度地方財政計画に関する件

○大矢委員長 これより会議を開きます。本日はまず地方財政再建促進特別措置法案を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますのでこれを許します。北山愛郎君。

○北山委員 再建促進特別措置法案を議題にするという点については若干異議があるのです。それは、やはり今後審議についての理事会なり何なりをしてその上で決めていただきたいと思う。

今までやってきておりましたのは、私としては、地方財政計画の問題、それから地方税法、こういうものを中心にしてやっておるのでございまして、再建促進特別措置法の審議をどういうふうにするかというようなことについて打ち合せた上で、議事の運営について取り計らっていただきたい、こういうふうに希望いたします。

○大矢委員長 これはすでに政府説明もありまして、この再建促進特別措置法と財政計画と並行してやる。なおこの公聴会あるいは審議の日程等はなお理事会に諮ります。と、それに対して一応説明があったから、それに対して質疑を行うことにしましたので、関連してけつこうですか。やっていたらいいからいかがでしようか。——今北山君からああいう御意見が出ておりますが、これに対して何か……。

○加賀田委員 もちろん再建促進法案も地方税法の改正問題といるる関連があるのですけれども、政府の提出いたしておられます全般的な地方財政に対する態度と関連して、この再建促進法案が出て参ったわけで、地方財政の

いろいろな問題が税制改革と同時に審議され、それが原案通り決定するという状態であれば、もちろん再建促進法案に対して審議をしていかなければならぬと思うのですが、政府の出してあります地方税法の改正については、いろいろの関連性において小委員会を通じて一部改正しようとする意図も私たちはあると思うのです。そうなる参りますと、再建促進法案もいろいろな形で、やはりそれと関連して改正しなくちゃならない問題が起ってくると思う。やはり小委員会の税制改革に基く基本的な態度が決定された後に、この問題が審議されれば非常にいいんじゃないかと思ひます。

それからこの問題と関連がないのですが、期末手当の問題で、ちょっと長官に質問したいと思うのですがお許し願えますか。

○大矢委員長 どうぞ。

○加賀田委員 昨日〇・〇五のいわゆる超過勤務手当の繰り上げ支給等に基づいて約十億ほどの財源措置を考へていてというお話でしたが、それだけではなくして、〇・七五の期末手当を支払うことのできない地方団体が相当出ているということを昨今聞いております。そこですでに六月の十五日に支給されなくちゃならないのにもかかわらず、現在なお支給されないで組合と理事者側とがいろいろなトラブルを起しておると聞きますが、これは何とか短期融資等を通じて早急に〇・七五の期末手当を支給できるように長官とし

て計らっていただきたいと思ひますが、それに対して長官としてはどうお考えか。

○川島国務大臣 各公共団体には条例等で〇・七五の期末手当を規定しているものでありますが、これは当然義務費でありまして、支給すべきものであります。ところが新聞等で見ますと、公共団体によっては資金繰りがつかないで、この支給がおくれているところがあるという事も事実だと考へるのであります。六月分の資金手当は、先般の暫定予算のときに特に三百二十億交付税の交付金を盛ってありますし、地方税が若干入る時期でもあるのであります。総体として給与費は遅配しなればならないという状態にはないのだと私は考へておるのでありますけれども、今までの支払い繰り延べその他の方へ充当するために、給与費の方に影響がある公共団体が個々に出てきたのではないかと思ひます。自治庁といたしましては、いづれにいたしましても給与費は優先的に払うべきものでありますから、給与費その他必要な経費を一括しまして資金あつせんをいたしております。赤字に悩む公共団体で自治庁にあつせんを頼んでおるところに對しましては、それぞれ手当をいたしまして、時期的には多少おくれましても、これは順調に進んでおります。

○加賀田委員 長官の話では、相当努力して順調に進んでおるといふお話ですが、われわれもそうあるべきだと思ひます。なお地方団体がそういう金繰りの点で、当面している期末手当が支給できないというような状態で、短期融資等の要請があれば、できるだ

けそれにこたえるように一つ御努力願ひたいと思ひますが、あらためて長官の決意をお伺ひいたしたいと思ひます。

○川島国務大臣 その点につきましては、大蔵大臣と先般も相談をいたしまして、話がととのつておりますから、そういうように取り計らいます。

○大矢委員 委員各位にお諮りいたします。先ほど来北山君の御意見もございまして、本日はこの議題のほかに、今までの地方財政計画に関する件の調査をあわせて進めることにしたいと思ひますが、よろしくございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大矢委員 それでは異議ないものとして、さようにいたします。北山君。

○北山委員 地方財政計画についてでございますが、だいたい同じような問答を繰り返しております。皆さんにあるいは御迷惑かもしれないけれども、私の委員会でも数回申し上げておるは、やはり本年度の税法なりあるいは交付税の率なり、その他地方財政に対するわれわれの根本認識をきめる問題だと思ひます。ですから私は非常に大事である、こういう考へ方から少しづつこくやつておるわけです。

大体前回までに私が申し上げたのは、これは意見ではございませんで、私の算術ですが、それが間違つておるかおらないか、間違つておるとすれば、どれが正しいのであるか、こういうことについて一つはつきりとけじめをつけていただきたいと思ひます。長官あるいは部長でもよろしくございませう。

○後藤政府委員 お答えいたします。地方財政審議会の本年度の給与の見えない分を含めての財政計画から言いますと、おっしゃいますように一兆四百億になります。しかし一兆四百億を基礎にして、さらに百三十億の節約を立てて、一兆六百十億の財政規模、こういうことになっております。従つてその基礎になつておる一兆四百億という点については、私も、給与の見えない分を含めると、そういうことになると思つております。それに四百六十二億の赤字を加えての御意見であります。これはちよつと私どもは、一兆四百億の赤字にさらに九年度の赤字を加えますと、五百八十六億になります。これは七ヶ年間にわたつておるもので、それをそのまゝ加えて節約の要素に立てるということはおっしゃいますように加えて差しつかえないのであります。加えて、それを基礎にして圧縮いたしますと、これは交付税の増額をしなくてもいいのじゃないか、こういうところまで議論がいくのじゃないか。そういう圧縮はもちろんできないと私どもは考へております。またそういう計画にもなつていないのであります。そこをどうはちよつと違ふのであります。おっしゃいます数字は別に私も間違つておる数字ではないと考へております。

○北山委員 私は今後何年間でどうするかとか、そういう問題とは切り離して、過去の実績、たとえば給与についても、それを支払うことがいかに悪いかは別として、とにかく現実には支払つ

ているという需要額においてお話ししておるわけです。何回も同じことを言つておるわけですが、そうすると一兆四百億というのは、とにかく昭和三十年に從來の実績を基礎にして見込まれる実質の所要額、そしてそれにさらに過去の債務が五百八十六億ある。今からこれを今年度内に処理しなければならぬとすれば、一兆九百八十六億円の要する見込みであるということをお認めになる。こう考へてよろしくございませうか。そうすると、同時に過去の赤字五百八十六億に對しては、政府は今度の地方財政再建促進法によつて二百億だけは手当するのである、ですから残りの三百八十六億というものは何らか別個の手当なり何なり処置をしなければならぬ金額である、これもお認めがいたされると思ひます。それから同時に、政府の三十年度の地方財政計画である九千八百二十九億ですが、それと現実と要するであらうという今の一兆四百億との差額約六百億、これが今年赤字を出さないとなれば何らか財源措置があるという節約しなければならぬ金額であるという点もお認めになっておるわけですが、以上の点について重ねて御答弁いただきたい。

○後藤政府委員 最後のところだけちよつと私どもと意見が違ふのであります。最後のところは、九千八百二十九億と一兆四百億との差額のお話でありまして、その一兆四百億は、節約を立てておるのでありますから、一兆四百億の場合にも節約を立てて、一兆六百十億の場合にも節約を立てて、一兆六百十億という数字と比較されるのがいいのじゃないか、この差額はやはり圧縮の数字ではないか、こうい

うふうに私も考へております。もしもそうでなく一兆四百億を基準にされるのであれば、やはり今年の財政計画の節約以前の数字を基礎にしてやるべきじゃないか。これは差額が非常に大きくなります。ですから節約を立てた数字と立てない数字とを比較されることとちよつと私どもはわかりかねる。この点だけが違つておりますが、あとの数字的な問題はおっしゃる通りだと思つております。

○北山委員 それはしかし、ただいまお話があつた地方財政審議会で一兆四百億からさらに節約をして一兆六百十五億でしたか、そこまで節約をしたのです。これはやっぱり一つの節約です。そうしてまた政府の九千八百二十九億というのは、またそれ以上に節約した数字なんです。ですから節約という意味においてはやはり同じだと思ひます。地財審議会の方は、その節約をある部分にとめて、一兆六百十億という数字が出ておるわけです。ところが政府の案はそれよりさらにどんどん切り詰めて、そうして九千八百二十九億という数字が出ておる。節約に対する程度、考へ方は違ふけれども、節約という点においては同じだ、こういうこと考へてよろしくございませうか。同じことじゃないですか、ダブつておるわけじゃないでしょうか。

○後藤政府委員 私どもの考へ方は、第一案と第二案と二つ地方財政審議会の考へ方がございまして、どちらか一筋の財政規模を想定しまして、それに両方節約をさして、そうして数字を出しておられます。従つて、そのものと一兆四百億の数字を言われるのでしたら、九千八百八十三億という数字と比

建設計画を出さして、そこで地方財政の健全化をするといつても、これは抽象的な議論であつて、少くとも財政問題を論ずる以上は、もっと数字に根拠を置いた具体的な政策を出さなければ、鳩山内閣は地方財政に対してまことに愛憎と誠意を失つておる、こゝ言わざるを得ない。ですから一つ長官からこの際、きよう具体的な対策をお話しを願いたいというわけではございませんが、この国会で近いうちにすみやかに

これは出してもらわなければ、われわれとしてはこの地方財政に關係する法案をまじめに審議するというのができなと思う。どうぞ一つお願いをいたします。

○川島國務大臣　ただいまの御質問、二つにわけてお答えします。

すでに出ておる赤字、二十八年度の決算で四百六十二億と、とりあえず集計した二十九年度の百二十億、合計五百八十億を、わずかに二百億の整備再建債だけでもって処理するのは無理じゃ

ないか。こういう御意見でありまして、二百億という計算をいたしましたのは、二十九年年度の決算が全くわからぬ時代に、とりあえず二十八年度の決算じりの四百六十二億を基礎にして二百億という数字を出したのであります。昨日もお答え申し上げたんですが、二百億以外の二百六十二億のうちが、二百億近い九十億というものは、直轄工事に對する公共団体の分担金であります。して、この大部分は赤字の府県が今日まで背負つておるのでありますから、これはやはりたな上げする。あと残りの分はこれは主として市町村に散らばつて

おる零細な赤字でありますから、これは今後市町村の財政運営の面でもって

消してもらふ。しからば二十九年度に出る百二十億をどうするかということにつきましても、これは当初から私も考えておつたのでありますが、これにつきましても幸いにこの法案が成立いたしましたので、各公共団体の要求等を見て二百億でまだ足りない場合には、これに対しては地方財政を再建する建前からいへば、当然適当な措置をしなければならぬのでありまして、これは別途に考えるんだ、こういうことをお答えを申し上げておるわけでありまして。

それから三十年度に出る赤字は一体どう処置するのかということでありまして、三十年度といふことは、私もともといふことは赤字に苦しんでる府県は、しばしば申し上げるのでありますが、非常事態なんでありまして、事業費、事務費その他一切一つこれは圧縮をしてもらつて、縮小してはいます、ほんとうに地方財政の運営といふものを切りかえてやつてもらひまして、赤字の出ないようにすることを希望いたしております。いたしておりますが、すでに二十九年度の財政計画においても、またその前年の二十七年、二十八年度の財政計画においても、これは給与費の面において赤字を出す一つの要素を含んでおるのでありますから、三十年度の決算において赤字が出ないとは決して申し上げておらぬのであります。これをどう始末するかといふことについては、昨年来政府でやっておりますところの国家公務員、地方公務員に対する全般の給与の突進調査を見て、同時に地方が再建整備計画を立てて、新しい構想のもとに、新しい地方財政の長期的運営の計

画を立てたその結果を見てこれを処置しよう。それゆゑに私も長い間赤字に悩んでおる地方財政の立て直しはとうてい今年度限りではできないのであるからして、三十年度と三十一年度の両年度でやるんだということをはっきり申し上げておるわけでありまして。今後出る不足額に対しては一体どうするの。交付税法を直して交付金を増すのか。それとも他の処置によるのかといふことについては、これは私だけではありません。関係閣僚とも相談をいたしております。多少の試案はできております。おりまされども、まだこうした正式の会議において御報告申し上げる段階には至っておりません。

しかし三十年度以降においては赤字のないような財政措置をすることは必要だとも考えておる。これに対しては適当な方法を講ずる考えで、いろいろ案を練つておる、こういうことははっきり申し上げられるのであります。○後藤府委員 たいだい大臣からおっしゃいました二百億の基礎を、もう少し詳しく補足いたしておきます。四百六十二億の赤字の中で、県、五大都市のうち三年以上再建にかかるもの、それから市町村は四年以上かかるものの赤字団体の額を総計いたしますと約三百億になります。このうち府県が百七十億くらい、それから市が大体百億、町村が二十五億、大まかな数字であります。これを合せて大体三百億くらいに要する額といふふうに考えております。その中でたゞいま長官が申されました直轄の分相金の、しかも再建を要する赤字団体の分を引きまして、それから事業繰り越しに充当された一般財源の分がありますので、そういう分

をゆる措置を必要としない額がございまして、それゆゑに私どもは長い間赤字に悩んでおる地方財政の立て直しはとうてい今年度限りではできないのであるからして、三十年度と三十一年度の両年度でやるんだということをはっきり申し上げておるわけでありまして。今後出る不足額に対しては一体どうするの。交付税法を直して交付金を増すのか。それとも他の処置によるのかといふことについては、これは私だけではありません。関係閣僚とも相談をいたしております。多少の試案はできております。おりまされども、まだこうした正式の会議において御報告申し上げる段階には至っておりません。

○北山委員 どうもすっきりいたしません。ただ先ほど来申し上げた数字を、かりに財政部長の数字でもって少し直してみたとすると、私は六百億と申し上げましたが、今年度はやはり五百何十億か食い違いがあるのです。それは何ともしなければならぬ額が本年度五百二十億ばかりです。そこでどうも長官のお話は少し先になつておるのではないかと思ふので、それは給与の実態調査で考えようというのですが、そうすると今まで出された地方財政計画なるものは、これは暫定的な計画であつて、幾ら節約をさせるか、あるいは財源措置をするかといふことはわからない。暫定的な計画であつて、給与の実態調査なり何なりをした上で、あらためてまた財政計画を作り、財源措置をするとか、何とか考へる。それまでの暫定的な計画といふふうにしか聞えないのですが、どうであらう。ただいまのお話を聞けば、そういふことになりまして、あらゆる要素を一応想定して、今の九千八百二十九億の計画を作つたのですから、これ今年度はやろうという気持ちで計画を出しなつておる。ところがまた調査の上で何か考へるといふようなことではありますから、そういう調査の結果実態がわかつてくるという話であります。から、その際はまた計画を作り直す、こういうふうになるのです。が、いかがでありますか。

○川島国務大臣 二十六年以降の財政計画が実際の財政規模と合わなくなつた根本の理由は、二十六年におきまして財政計画を作る際に、二十五年までは地方の給与そのまゝの財政計画を作つておつたのですが、二十六年度におきまして国家公務員のベースに合はした財政計画を作つたがためにここに差ができて、その後ベースアップその他でこの差がさらに大きくなつたのは事実であります。給与実態調査の結果、この財政計画に修正を加へる必要があるという事実が出てきた。そういう意味から言へば、今度の財政計画は、あるいは暫定的の財政計画かもしれないけれども、これは事実がまだ明白になつていないのでありまして、現在の資料をいたしましては二十九年度に策定した財政計画に對し、三十年度における需要額と減少額と収入とをいろいろ勘案しますと、今お示したような財政計画になるのだ、こういうことでありまして、現在の集まつておる資料の範囲内におきましては、お示した財政計画が正しいものだと考へておるわけでありまして。

補助金に伴う地方負担というものはほとんど減つておらないのです。そうすると補助金の伴わない事業をぶつた切らなければならぬ。単独事業を切る、あるいは給与費を切る、こういうことになるわけですが、こういうふうに考へていいわけですか。

○北山委員 補助金の事業が地方の負担になつておることはお説の通りであります。今では補助金の計算の仕方が悪いのでありまして、単独の計算その他を修正しますれば地方に対する財政的の圧迫は相当軽減するのじゃないか、こう考へております。三十年度の予算に盛り込まれた補助事業といふものは、地方公共団体から見まして、いづれも必要なもののみでありまして、これは各地方においてもいづれも熱望しておる点でありまして、しかし補助金をどう配付するかといふことになりまして、こうした事態に追いつかされておる地方財政でありまして、三十年度の補助金の配付の仕方は、赤字の最も激しい府県よりも黒字の府県の方に重点を置く必要があるのじゃないか、こうした考へもありまして、補助金の配付の仕方については今後十分考へていたしまして、地方財政が、これがために負担が重くならぬような措置をとりたいと考へております。同時に単独事業につきましては、これはどうしても赤字の府県、市町村においては従来とは考えを違へて圧縮をしてもらわなければいかぬのでありまして、これを私どもは切望しておるわけでありまして。

○北山委員 補助金の率、あるいは単価といふものを合理化することによつて地方負担を軽減する、こういうお話

でございます。それが今度の補助金に
関する法案であるとか、いろいろな財
政措置の中で、どれがどういふふう
に変わって、どういふ影響を与え、ど
れだけ地方負担が軽減されたか、これ
を一つお聞かせ願いたいのです。た
だ考え方でなくて、もはや政府は予算
なり財政計画なりあるいは税法なり、そ
ういふものをお出しになっておるの
ですから、この際ただこの考え方を
話されても困るのです。そういう考
え方によって今年の方針が定められ
るならば、そういう施策によってど
の程度の地方負担が減ったか、これ
を一つ具体的にお示しを願わなければ
なりません。

それから次に、補助金の配付方法を
変える、赤字のないような団体にや
るといふことになると、ほとんど大部
分の府県は赤字を持っておるのです。赤
字のない府県というものは少ししか
ない。そうすると補助金をやるという
団体はないのですが、それでよろし
うございますか。

○川島國務大臣 補助率につきま
しては、法律の中に明記されています
ので、これは財政部長から御説明し
上げます。

それから単価の問題は、予算が通
過後に農林省、建設省、文部省、厚生
省等の関係各省と私どもと相談を
いたしまして、地方負担が過重になら
ぬよう単価を組みたい、こう考
えておられます。この点はまだ決
定をいたしておりません。

○後藤政府委員 赤字団体のうちで
再建整備をやりまします団体につ
きましては、

国の負担金等を伴う事業につきま
して政令でもって特別な補助率を
きめるといふ規定を再建整備の法
律の中に入れておられます。これは
再建整備が非常に長期にわたる、つ
まり赤字の非常に多い団体、それ
から地方債の現在高が非常に大き
い団体、そういう団体につきま
して、国の利害に關係のあります
重要な事業を施行しないわけには
参りませんので、そういう国の重
要な事業につきましては補助率を
引き上げてもらひたい。こういう
ふうな措置を講ずることによって
いたしておられます。

○北山委員 今の御答弁に補助金
の配付についてのお答えがなかつた
わけでは、

それからただいまの財政部長のお
話であります。国の直轄事業等に
対する負担金、補助率といふこと
は、国の政策による事業に伴う地
方負担、この意味でございませう
が、しかしそれが相当の金額に上
るとするならば、当然地方財政計
画上に乗っかっていなければなら
ぬわけですが、それは乗っかって
おるかどうか、もしも乗っかって
いないとすれば、そんなものは実
際上取るに足らぬような数字で
あるから乗っけないのだ、という
ふうにも見られるのです。

それからもう一つは、その補助金
の配付について、赤字の多いとい
う団体には補助金を配当しないとい
うことなんですね。金持ちの団体
には補助金をやめて、そこではど
んどん赤字の団体はやはり補助金
ももらえず仕事もできない。そう
いう結果になる

と思つて、それがいいか悪い
か。むしろ私はこういうふうな経
済情勢のもとでは、地方団体の側
から見れば、赤字が出ておるという
ふうな地方はやはり経済情勢の悪
い、貧弱な府県が多いわけですが
、そういうところではむしろ事業
の方はよいやらなければならぬと
いう實際の必要に迫られると思
うのです。ところがそういう貧弱
な団体に対しては補助金も行か
ないし、従って公共事業であるとか
その他の事業もできないといふこと
では、これは金持ちの地方だけが
得をし、貧弱な地方はますます
困窮するようになると思つて、
そういう方針で一体いいもので
すか。

○川島國務大臣 私が申し上げて
おることは、赤字団体には絶対に
補助金をやらぬという極端な考え
を申し上げておるのじゃないので
ありまして、地方財政に大きな負
担にならぬような補助金の配付の
仕方をお願いしたい、こういう
意味のことを申し上げておるわけ
であります。そういう意味から申
上げますれば、黒字の団体は補助
金をやりまして、黒字の団体は補
助金を得るのだから、そういう
方へ相当程度よい行くのだ、赤
字の府県でありまして絶対的に必
要な仕事は当然やるのでありま
すけれども、そのウェイトの置き
方が違ふのだといふ意味のことを
申し上げておるわけあります。

○北山委員 補助事業については
承わりました。そうすると五百
二十億かそこらの節約になる、
その中で給与について幾ら節約
するか、あるいは単独事業にお
いて幾ら節約するか、その内訳
はございせんか。

○川島國務大臣 財政計画を策
定しました際には給与費を幾ら
節約するといふことは含んでお
りません。単独事業のことはさ
りばり明記してあります。給与
費をどう節約するかといふこと
につきましては、各公共団体特
殊の事情がありまして、ここで一
がいに給与費をどう圧縮するか
といふことは、私どもとしては申
上げるわけにいかないのだから
、この立場において可能な程度
においてやると考へておられます
。この財政計画を作り出す際には
、給与費において幾ら圧縮する
といふことは考へておりません。
のみならず、ごらん願へばわか
るのではありませんけれども、
当然昇給に伴う給与費の増なども
七十幾億から見えておるわけ
であります。

○北山委員 地方財政計画の中に
給与費といふか、行政整理の分
はあります。行政整理による減
といふのが八十億ばかりある。
そして退職手当を二十億ばかり
出さなければならぬから、差し
引き五十億ばかりプラスが出る
のだという計画になっておるの
ですが、そうするとその程度に
行政整理を考へたに比べてお
るわけですか。それとも實際に
所費から見れば、やはり二百億
なり三百億なり給与の面で落
さないといふことになるのです
か、その点はどういうふうに考
へておるのですか。

○後藤政府委員 財政計画は
昨年からの継続的に、昨年と
本年とやりまします。この国の
行政整理に伴うものはもちろ
ん昨年から計画に入っております
。一種の継続的なものとして入
ります。それ以外の特別な給与
の削減をしていないといふこと
を長官はおっしゃったわけであ
ります。従つて各地方団体の
給与費が多いか少いかといふ
問題があるのではありません
。それだけの地方団体に於いて
きめるべき問題でありまして、
財政計画は組まなかつたとい
ふことを申し上げたわけでは
ございません。

○門司委員 私ちょっとこの機
会に聞いておきたいのですが、
財政計画と事業計画の關係です
。自治庁は一体どの程度に事業
計画を見ておられますか。たと
えばまだ法案は出ておりませ
んが、今出ようとする文部省
の案の中に不正常教育解消に
關する特別措置法案といふの
がある。これが出て、もし文
部省の案をかりにそのまゝ三
カ年計画でやるということにな
ると、三分の一の補助をする
といふことになる、地方にお
いてはこれはどういふ負担にな
ると思ふ。約六千教室ぐらい、
学校の数を二、三千に減らな
ければ追つかぬので、こういう
ことについて自治庁は地方財
政計画の中で何か考へてお
りますか。

○後藤政府委員 他の省の
いふ事業計画の大きなものにつ
いては、ちろん相談を受けてお
ります。従つてそれに対して
地方財政等の立場からやれ
るかやれぬかという意見は申
し述べておられます。ただ当
国会において提出された議案
については、私も知らないう
ちにできてしまつたものもあ
ります。政府が立案するもの
についてはある程度関与いた
しまして、われわ

それは、これはやっていける、この程度ならば差しつかえない、この程度以上はいけないという意見を申し上げておきます。従つてその法案が通りまして、際にはそれに基いて財政計画の中に織り込んでおる次第であります。

○門司委員 そういうことでは非常に大きな疑念があると思ふのです。たとへば今申し上げました不正常教育解消特別措置法案などという変な名前——変な名前というわけじゃありませんが、そういう法律案を出そうとしている、文部省が成案を得たという話を聞いておるのですが、こういうものが出てきまうと、結局三分の一は国がめんどうを見るから、三分の二は地方が出せ、金がないから起債を出す、そうするとまた借金をする、その額が数億億に及ぶのかあるいは何だかわからぬです。私もまだこまかい計算はしておりませんが、計算をすればすぐわかると思うのですけれども、そういう面をもう少し自治庁としては財政全般にわたつてにらみ合せをしないと、ほかの法律ができたからほかの省はそれで仕事をしてく、それにくつていつて金が足りないれば借金政策でやるというふうな、今日の不安定な自主性のない地方財政計画が立てられておるところに、一つの無理があるのじゃないか。こういう面についても一体国が総合的に考へてやっておるかどうかというところに非常に大きな疑念があります。たとえば農林省なら農林省がいろいろの仕事をやっていく、必ず地方財政が負担をしなければならぬ。もう一つ今度の国会で問題になると思ひますのは、例の予約制度の問題であります。予約制度の問題の法律の内

容を見てみますと、結局今まで地方の自治体が出たの主体をなしておる。従つてここに農林省からのあれらの事務に關する補助金が来てる。ところが今度は予約制度になつて、あれが一部の業者と農協に来るということになつて、自治体を通りかかるといふことになりまうと、自治体はどうなるか、強権発動の権限は依然として残つておる、これを遂行するといふことになるならば、あれに自治体が絶対に干渉しないといふわけには参りません。同時に予約交付にしても地方の公共団体、市町村が何にも関係しない、あれは農協がやつて、おるのだ、業者がやつておるから知らないといふことで、ほうっておくわけにいかぬと思ふ。こういう面、表面上の制度は變つておるが、實質的にはほとんど變つておらない。この財政は地方の公共団体に來ないといふようなことが現実の姿で出ておるのです。これはいづれもう少し財政計画を聞くと農林大臣に來てもらつて聞かうと思ふ。そういう面も一体ほんとうに自治庁は話されておるかどうかといふことです。こういう面をすつかり抜かして、ほかの方はいいように法律をこしらえて、自治庁にあとのしりぬぐいだけをさせておいて、赤字々々だと言つても始まらぬと思ふ。こういう面について自治庁は幾らか考へておられますか。

○後藤政府委員 おっしゃいますようなことを私も考へておりました。その一つ一つの法律案のときに詳しく負担關係を聞きまして、そうして膨大なものはもちろん飛ばしておるのであります。そのために自治庁が各省から非常に恨まれておる現状であります。先ほど申されました不正常教育解消の法律なんか、法律そのものといいたしましては私もちよつと反対ができません。法律なんでありまう。とにかくそれにどういふ計画があつて、どのくらいどの補助金があつて、それで地方負担がどのくらいあるかといふことは問題なんでありまして、これは一応当初の膨大な計画はあるにいたしまして、毎年度の予算でできるわけでありまう。従つてもちろんその計画通りにはきまつておりません。従つて補助金に見合いますところの地方負担分については財政計画の中に入れておられますけれども、補助金としても大した額に今までのところなつておられません。従つてあの程度のものであればこれは趣旨からいたしましてやむを得ぬじゃないか、こういうふうな折れておりまう。はつきりした額のきまつていないもので、しかも将来非常に大きな負担を地方団体に負わせるような法律が方々から出て参つておられます。ところが法律の内容そのものにつきましてはわれわれはこれこれ言ふ資格がないのであります。趣旨がよければ地方団体の立場からそれをきくを得ないし、かしそれをめば将来大きな負担が出てくる。その問題の解決はどうしたらいいかといふのが、私どもの悩みのなであります。それを基礎にして長期計画を立てたらどうかという気持、これは門司さんの毎年言われることであります。が、私も立ちたいのであります。けれども、毎年また年次計画が變つてくるのであります。立てようがないといふのが実情でございます。

○門司委員 私はこの問題について、これ以上自治庁を追及してもしようがないと思ひます。それでさうとは申し上げませんが、いづれこの問題については、先ほどから申し上げましたように、農林大臣にも一応ここへ来てもらつて、そういう關係をよく聞かなければならぬと思ひます。それから特に財政の主管大臣であります大蔵大臣にぜひここへ来てもらひまして、そうして国と地方とのそうした總合關係の財政調整をどこでどういふふうによつて、だれが責任を負うのかといふことを、はつきりと相談をする必要があると思ひます。しかし急ぐ必要もないと思ひます。しかし早く来て一時間や三十分で行つてしまふといふことではしょうがありません。審議に納得のいくやう十分な時間をさいてもらふように、大蔵大臣に交渉していただいて、委員長に申し入れをしていただきますことを、委員長にお願いしたいと思ひます。

○大矢委員長 承知しました。

○中井委員 他の委員から御質問があつたかと思ひますが、大臣にお伺いするのですが、夏季手当の問題についてきよりの午前の閣議で、何か御決定でもありましたら、一つお聞かせいたしたいと思ひます。

○川島國務大臣 夏季手当の増額の方針につきましては、先般御説明申し上げた通りでありまして、國家公務員、政府機關職員につきましては、現在の予算の範囲内において、超過勤務手当を繰り上げ支給をする。それは額については各大臣、長に一切まかせる。大體基準は〇・〇五程度といふことに、閣僚懇談会におきましてそういう申し合せができたのであります。地方公務

員につきましては、昨年の例を見ましても、せつかくあつた方針であつたけれども、支給されておるところとされないところがありまして、まづまちであつて、地方公務員全般から見ても、非常に不公平な措置だといふことで、これはできるなら避けたいのでありますけれども、何といたしまして、今日の地方財政の現状、ことに公共団体のいかに困窮を來して、内容が全く違つておるのであります。私どもとしては、これを今日公共団体に指令を出しまして、強要するような立場には自治庁としてはないのであります。とりあえず資金繰りに困つておる公共団体については、資金のあつてはするといふことだけを決定いたしましたのであります。しかしこれでは不足するものであつて、財源措置をしるという強い希望も知事会その他からありますので、關係大臣である、大蔵大臣、文部大臣並びに警察担当の大臣と相談いたしまして、まだ結論には達しておりません。きよ午後五時から閣僚懇談会をやります。夏季手当だけではなしに、全般の問題についてなのであります。その際にもさらに相談を進めたいと思ひます。

○中井委員 大體の経過は承知いたしました。が、今自治庁で考へておられる資金の手当をやる、それについて資金額はどれくらいのものでございませうか。それからその手当の方法などについて、わかつておりましたらお聞かせを願ひたい。

○川島國務大臣 大體〇・〇五だと十億程度の金が必要であります。必ずしもそれだけ資金手当をする必要はないのであります。が、六月分の資金

手当といったしましては、先般暫定予算を出します際に、交付税法による交付金として三百二十億出ております。それ以外に今月は若干繰取入もあるものであります。給付面からいいますと、決して資金手当としては不足ではないはずなのでありますけれども、今までの支払い繰り延べその他がありまして、そういう方に充当して、自然にそのしわ寄せが給付にきておる公共団体もあるように思っております。そういうものを一括して、地方の希望によっては資金手当をしよう、こう考えておるのであります。ただいまお話の〇・〇五もその一つの項目としてやるつもりであります。ただ〇・〇五だけやったのでは、やはり地方は困るのでありますから、全体として給付その他に資金に困っておるところは、これをあつせんしょう、こういう方針でやっております。また全体の資金手当といったしましては、赤字に苦しんでおる公共団体からいろいろ申し出がありまして、これが時期的には多少ずれておる点もありますけれども、順調にこれは手当をいたしておるわけでありまして、

○中井委員　そこで金額もわかりましたのですが、今もお話がありました。過去数年間、国家公務員と地方公務員との間には、おおむね右へならえという形でもってそういうことが行われておる。昨年はおっしゃる通りに、その間に少しでござりましたが、しかしこれは日本全国からみますと、一割とか二割とかいう程度であったのではないかと思います。しかし今年の現状をわれわれ判断いたしますと、とてもそういうことではなさそうでございます。県だけで考えても、ほとんど

三十数県はそういうことはできないというふうな形に追い込まれてきておるのではないかと思っています。せっかく新しい憲法のもとで、国家公務員と地方公務員との間に、そういうものについては差別を基本的にはおかないという考え方、この考え方が一応確立された今日であります。それを今年から破っていくということになる、私は将来に対して非常に大きな問題が残ってくるのではないかと思いますので、この点については、この委員会におきまして、しばしば給付の実態調査、その他の問題が論ぜられまして、政府のこれに対する苦心も私はわからないわけではございませんが、その途中において、結論が出ない先から始めるといふのは、何としても地方公務員にとりまして、ふに落ちないことになりはしないかと思ひます。かような実態は心配をいたしておるのでございます。

そこで短期融資の問題であります。過去におきまして私は二、三そういうことがあったように記憶をいたしております。これは六月の場合、あるいは十二月の場合と二度に分れてあったように記憶をいたしております。そしてその場合にはおおむねこれまでの実績によりまして、短期融資はしておくが、二、三年たつて、国の方で一つ持っていく、帳消しであるという形で、行われたように私も記憶をいたしておるのでございます。そこで願ひましたら、そういう形がわれわれとしては望ましい、かように思うのです。過去の例などについて、一つ御説明をいただきたいと思ひます。なおちょっとつけ加えますが、それ

は単に夏季手当とかあるいは年末のものというのじゃなくて、たとえば政府が一斉に昇給をいたしました、そういうときに地方もこれに右へならえをしなければならぬというふうな形で出されたこともあるように私は記憶をいたしておるのであります。そういうこと全般について一つ御説明願ひたいと思ひます。

○柴田説明員　今のお尋ねの点でございますが、昭和二十二年の暮れだったと思ひますが、二・八カ月分の手当を出したことがあります。そのときに政府から貸付金を出して、そして三年間で返済するという条件だったと記憶をいたしております。それを漸次返しておりました。昭和二十五、六年だったと思ひますが、財政計画上の計算上、地方財源の弾力性を増すために、それを帳消しにするということをしたことがございます。それ以外に給付に關してそういう貸付金といったような形でやった例はございません。

○大矢委員長　他に御質疑がなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にいたしたいと思います。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれをもって散会いたします。

午後零時三十二分散会

昭和三十年六月十八日印刷

昭和三十年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局